

南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案) に関する市民意見募集

☎ 企画振興課 ☎050(3381)5030 FAX0957(82)3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 E-mail: seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp



本市では、人口の現状と将来の姿を示し、人口減少などの諸問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、地方創生に向けて今後取り組むべき施策の基本的な計画を定めるため、平成27年10月末を目途として「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

本計画を策定するにあたり、皆様のご意見・ご提案をいただくため、案について市民意見募集（パブリック・コメント）を行います。

● 閲覧・募集期間

9月15日(火)～10月14日(水)

● 閲覧場所…企画振興課、各支所、市民サービス課 (市ホームページにも掲載します)

● 意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人

● 意見の提出方法

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。(任意の様式でも結構です)

● 意見の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

● 提出先…企画振興課、各支所、市民サービス課

南島原市地下水保全条例(案)に関する市民意見募集

☎ 環境課 ☎050(3381)5041 FAX0957(82)3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 E-mail: kankyou@city.minamishimabara.lg.jp

本市における貴重な地下水の有効活用と恒久的な保全のために地下水採取の規制などの必要な事項を定めることを目的に「南島原市地下水保全条例」を制定します。

本条例を制定するにあたり、皆様のご意見をいただくため、案について市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

● 閲覧・募集期間

9月15日(火)～10月14日(水)

● 閲覧場所…環境課、各支所、市民サービス課 (市ホームページにも掲載します)

● 意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人

● 意見の提出方法

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。(任意の様式でも結構です)

● 意見の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

● 提出先…環境課、各支所、市民サービス課

9月は老人福祉月間です ～皆さんへ日ごろの感謝を込めて～

☎ 福祉課 ☎050(3381)5051

多年にわたり社会に尽くされた高齢者の皆さんを敬愛し、長寿をお祝いするとともに、身近にある高齢者問題について考え、理解を深めましょう。



■ 長寿祝金

今年度内に100歳になる人に対し、誕生日以降、市長がお祝いに伺います。お祝状、お祝い金、花束などをお贈りしています。

- ・平成25年度…16人
- ・平成26年度…21人

■ 敬老祝金

満88歳になる人に対し、お祝金1万円を口座振込または現金でお渡しします。

- ・平成25年度…363人
- ・平成26年度…426人

☎大正15年9月2日～昭和2年9月1日生まれの人

●支給日…9月17日(木) 口座振込または現金

■ 最高齢者訪問

今年度内での最高齢者に対し、市長がお祝いに伺います。

■ 金婚式

婚姻期間が50年を経過したご夫婦に対し、お祝状などをお贈りします。(要申込)

- ・平成25年度…116組
- ・平成26年度…130組



※金婚式以外の対象者には、市から個別に連絡をします。



マイナンバー(個人番号)を通知します

☎ 市民サービス課 ☎050(3381)5040

平成27年10月以降、住民票を有する全ての人に一人ひとつの番号(12桁)を通知します。通知の方法は、マイナンバーの通知カードを、住民票の住所地に簡易書留で郵送します。住民票の住所と異なるところにお住まいの人は注意してください。

この通知カードは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策における各種手続きに使うことになり、また、個人番号カードの交付を受けるときは、必ず返却しなければなりませんので、受け取られた通知カードは大切に保管してください。総務省のホームページにも掲載されています。

総務省 マイナンバー制度と個人番号カード 検索

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない人は居所情報の登録をお願いします。

居所情報登録申請が必要な人

- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人
- DV、ストーカー行為および児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動している人
- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している人



居所情報登録申請書を、9月25日(金)までに、住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。申請書は、市民サービス課や各支所の窓口にあります。また、総務省のホームページからもダウンロードできます。
※マイナンバー制度の概要は「広報南島原6月号」に掲載しています。